

福井県看護協会
災害看護支援マニュアル

公益社団法人福井県看護協会

(令和2年8月改訂版)

目 次

I. 基本的事項

1. 災害看護支援マニュアルのねらい
2. 災害看護支援活動の目的
3. 基本方針

II. 災害看護の基本的な知識

1. 災害とは
2. 災害看護とは
3. 災害時期及び必要とされる看護分野

III. 災害支援ナース

1. 災害支援ナースとは
2. 災害支援ナースの役割
3. 派遣時期と派遣期間
4. 活動場所
5. 災害支援ナースの育成研修
6. 福井県看護協会災害支援ナース登録要件
7. 災害支援ナース登録・更新・中止の手続き
8. 身分保障
9. 災害支援ナースの活動
 - 1) 活動にあたっての準備・確認事項
 - 2) 活動にあたっての留意事項
 - 3) 物品の準備

IV. 災害支援ナース派遣の仕組み

1. 日本看護協会災害時支援ネットワークシステム
2. 災害時支援の対応区分

V. 災害支援ナース派遣手順

1. 福井県内で災害が発生した場合
2. 福井県外で災害が発生した場合

VI. 様式一覧表

1. 福井県看護協会災害支援ナース登録・派遣に関する様式
2. 日本看護協会との災害支援ナース派遣調整連絡様式

I. 基本的事項

1. 災害看護支援マニュアルのねらい

福井県看護協会は、福井県防災計画の規定により、県民及び地域住民の安全確保と生命を守るために、災害支援活動に関し必要な事項を定め、災害時の医療救護体制の確立を期するために、本マニュアルを策定する。

2. 災害看護支援活動の目的

福井県看護協会は、福井県内及び福井県外に災害が発生した場合、公益社団法人日本看護協会との「災害支援ナース派遣に関する協定書」に基づき支援活動を行う。

なお、県内の災害の場合は、福井県と交わした「大規模災害時における災害支援活動に関する協定」に基づき、福井県看護協会各地区、他の関係機関と連携・協力し、災害の及ぼす生命や健康の被害を少なくするために、被災地域に対する支援活動を行う

3. 基本方針

1) 災害看護支援の基本的考え方

災害発生直後の緊急医療支援には、各自治体・日本赤十字・地域災害拠点病院等が出動するので、福井県看護協会は、原則として次の役割を担う災害支援ナースを派遣する。

その支援活動形態は自己完結型を基本とする。

- (1) 避難所・仮設住宅における。被災者への看護・健康管理等の生活支援
- (2) 被災地の医療施設看護職員のレスパイト（休息）のための交代要員
- (3) その他の現場で必要と判断されること

2) 災害支援ナースの養成

被災地域で災害支援ナースとして活動できる実践能力を習得するための、災害看護研修を実施し、福井県看護協会災害支援ナースを養成する。

3) 各地区との連携

- (1) 各地区において災害支援ナースを確保することで、災害発生時の迅速な派遣対応を可能にする。
- (2) 災害看護に対する知識・普及啓発のリーダーとして、活躍できる人材を各地区において確保する。

II. 災害看護の基本的な知識

1. 災害とは

人間とそれを取り巻く環境の生態系の巨大な破壊によって生じた結果、重大かつ急激な発生のために被災地域がその対策に非常な努力を必要とするか、時には外部や国際的な援助を必要とするほどの大規模な非常事態をいう。（「災害医学用語辞典」より引用）

〈災害の種類〉

- 1) 自然災害：台風・豪雨・洪水・地震・津波・豪雪・噴火等
- 2) 人為災害：ガス爆発・火災・列車事故・墜落事故・船舶事故・テロ等
- 3) 特殊災害：放射能漏れ・タンカーの重油流出事故等

2. 災害看護とは

災害に関する看護独自の知識や技術を体系的にかつ柔軟に用いるとともに、他の専門分野と協力して、災害の及ぼす生命や健康生活への被害を極力少なくするための活動を展開すること。（「日本災害看護学会」より引用）

3. 災害時期及び必要とされる看護分野

災害時期	必要とされる看護分野
災害発生～初動 (発生直後～3日程度)	救命救急看護、トリアージ、手術室看護、 透析看護、外科系看護、緊急時看護管理
初動～初期対応 (3日目～2週間)	内科系看護、慢性疾患看護、外科系看護
中期対応 (数週間～3ヶ月)	精神看護、公衆衛生看護、在宅看護、 社会資源の知識が活用できる看護職、 さまざまな看護領域での活動ができる看護職
長期対応 (3ヶ月以上)	公衆衛生看護、在宅看護、 精神看護（アルコール依存への対応）

III. 災害支援ナース

1. 災害支援ナースとは

災害支援ナースとは、看護職能団体の一員として、被災した看護職員の心身の負担を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職のことであり、都道府県看護協会に登録されている。災害支援ナースによる災害時の看護支援活動は、自己完結型を基本とする。

2. 災害支援ナースの役割

- 1) 被災者が健康レベルを維持できるように適切な看護を提供する。
- 2) 被災した看護職の心身の負担を軽減し、支えるように努める。

3. 派遣時期と派遣期間

災害支援ナースの被災地への派遣時期は、発災後3日以降から1ヶ月間を目安とし、個々の派遣期間は、原則、移動時間を含めた3泊4日とする。

4. 活動場所

原則として被災地の医療機関・避難所・社会福祉施設・福祉避難所とする。

5. 災害支援ナースの育成研修

1) 災害支援ナース育成の目的

災害看護には、災害への備え、災害直後の救急対応、復旧に向けて被災地へ長期に渡る災害支援が期待される。また、災害発生の経過により看護へのニーズが変化することが予測されるため、そのニーズに見合った専門性を持った看護職が求められる。これらの役割を担う災害初期から中・長期的な復旧時に看護を提供できる「災害支援ナース」を育成する。

2) 災害看護に関する研修

福井県看護協会で開催している災害看護研修会において知識・技術の習得を図り、災害支援ナースが自らの判断で行動できるように努める。

(1) 災害支援ナース育成のための研修

災害看護研修【基礎編】(日本看護協会主催) 対象:全看護職



災害看護研修【実践編】(災害看護委員会主催) 対象:災害看護研修【基礎編】修了者
災害支援ナース登録者は 1回/3年受講

(2) 福井県看護協会における災害看護に関する研修

①災害看護トピックス・看護管理者研修・専門・認定看護師出前講座等

※詳細については、各年度の福井県看護協会研修計画を参照する。

②研修内容

- ・災害の定義と分類
- ・災害時における看護師の役割
- ・トリアージの概念とトリアージの実際
- ・救護所の目的と役割
- ・災害時の経時的対応と看護
- ・災害の感染症対策
- ・災害時の組織的活動における看護のリーダーシップの重要性
- ・要支援者へのケア
- ・災害者のストレス (PTSD)
- ・災害時のこころのケア
- ・地域防災と看護との連携 等

6. 福井県看護協会災害支援ナース登録要件

- 1) 福井県看護協会の会員である
- 2) 日本看護協会主催の災害看護基礎研修を修了している。
- 3) 心身ともに健康である
- 4) 災害支援ナースの役割を理解し、活動場所に応じた支援活動ができる
- 5) 災害時に支援活動を行う意志がある
- 6) 看護経験 5 年以上
- 7) 勤務されている方は看護管理者の承諾がある
- 8) 看護職賠償責任保険に加入していることが望ましい

7. 災害支援ナースの登録・更新・中止の手続き

1) 登録方法

- (1) 要件を満たす者は、「災害支援ナース登録用紙 (福井様式 1)」に必要事項を記入し施設長または所属長の許可印を押印し協会に提出する。登録受付年度の 4 月 1 日～30 日。
- (2) 登録者には「災害支援ナース登録証」(有効期間 3 年)を交付する。登録証は活動時携帯し、身分証明書とする。

(3) 登録内容変更の場合は、その都度登録用紙を提出する。

2) 登録期間

申請年度を含め3年とする

3) 更新方法

更新する場合は過去3年以内に、福井県看護協会主催の「災害看護研修実践編」を1回以上受講する。「災害支援ナース登録用紙(更新)」に「災害看護研修実践編」証明書のコピーを添付し、該当年度の4月1日～30日に提出する。

有効期間が終了する1～2か月前に、更新手続きに関する書類等を所属施設の看護管理者を通して郵送する。

4) 登録の中止

登録を中止する場合は、福井県看護協会に連絡する。

8. 身分保障

災害支援ナースの身分保障は、所属施設からの業務として派遣される(出張扱い等で労務災害が適用される)場合を除き日本看護協会と福井県看護協会が協力して行う。

1) 県外派遣：日本看護協会からの要請により派遣される場合

(1) 派遣期間は原則として3泊4日とする。

(2) 交通費・宿泊費が実費支給される。

かかった費用には領収書が必要になるため大切に保管する。

(3) 傷害保険保障は、日本看護協会が契約者として、傷害の程度に応じて保険金の受給ができる。

(4) 保険の対象範囲は、出発地から派遣地の往復行程及び派遣中及び看護行為中の本人傷害である。相手に対する傷害に関しては、上記保険ではカバーできないので、別に日本看護協会の「看護職賠償責任保険」に加入しておく必要がある。

2) 県内派遣：福井県看護協会からの要請により派遣される場合

(1) 交通費は実費支給される。かかった費用には領収書が必要になるため大切に保管する。

(2) 傷害保険保障は日本看護協会に準ずる。(福井県看護協会が傷害保険に加入する)

3) 福井県災害対策本部からの要請によって派遣される場合

福井県の規定による。

9. 災害支援ナースの活動

災害支援ナースによる災害時の看護支援活動は、自己完結型を基本とする。

※自己完結型：被災地のニーズに応じ、自立的に判断し、柔軟に看護活動を実践するとともに、自分の生活や健康管理は、自分で責任を持つ

1) 活動にあたっての準備・確認事項

(1) 家族や職場の了承を得る。

(2) 職場の了承を得て、支援活動中の扱いや、身分保障の取り扱い(出張・有給休暇・職務専念義務の免除など)を確認しておく。

(3) 体調を整える。

(4) 活動期間を確認する。

(5) 活動予定場所の情報収集を行う。

(6) 必要物品を準備する。(P6参照)

(7) 現地への移動

原則福井県看護協会に集合、または移動経路・移動方法を考え指定された場所に集合する。

2) 活動にあたっての留意事項

(1) 着任時

- ①積極的に情報収集する。
- ②支援を要請した機関、施設からの指示に従って活動する。
- ③活動期間中の連絡担当者を確認する。

(2) 活動中

- ①支援内容は時間の経過に伴って被災地のニーズが変化していくので、現地との連携・調整を行いながら支援活動を行う。
 - ・着任後、自分の目でニーズを把握する。
 - ・状況が見えたら、どんな支援活動が必要かを決める。
- ②活動日、活動範囲、活動内容、休憩場所などの確認をする。
- ③活動状況は基本的には現地指定の記録用紙に記入する。無い場合は「災害支援ナース災害時活動報告用紙」【福井様式9-②】を使用し、毎日記載する。
- ④1日に1回は福井県看護協会に連絡を入れ報告を行う。(安否確認)
 - ・現地の状況・情報(気候・環境・どのような物品が揃っているか等)
 - ・基本の必要物品以外に持参した方が良いと思われる物品等
(TEL:0776-54-7103 FAX:0776-54-8474 メール:info@kanngo-fukui.com)
- ⑤自身の心身の健康管理を行う。
 - ・休憩を必ず取る。
 - ・栄養をきちんと取る。
 - ・気分転換を図る。
 - ・自分自身の安全を確保する。
- ⑥活動中に知り得た個人情報については守秘義務を厳守する。

(3) 活動終了後

- ①後任者への引継ぎを行う。
- ②災害救護活動の終了を福井県看護協会に報告する。
- ③後日、「災害支援ナース災害時活動報告用紙」2種類【福井様式9-①②】を提出する。

3) 物品の準備

基本的には、自分自身が活動を続けるために「自己完結で滞在・移動ができる身支度」をしっかりと行う災害状況により判断する。持参するものには、全て所属・氏名を書く。

(1) 災害時の服装

- ①底の厚い運動靴・ズボンと動きやすい服装で参加する。
- ②ベスト・帽子を着用する。
- ③災害の種類、次期・活動場所に応じた服装、必要物品を持参する。

〈例〉水害の場合：ゴーグル、マスク、目薬、うがい薬、長靴、ゴム手袋
地震の場合：ヘルメット、マスク、登山靴、長靴、厚めのゴム手袋
夏場の場合：熱中症対策(帽子、梅干し、塩、飲料水等)

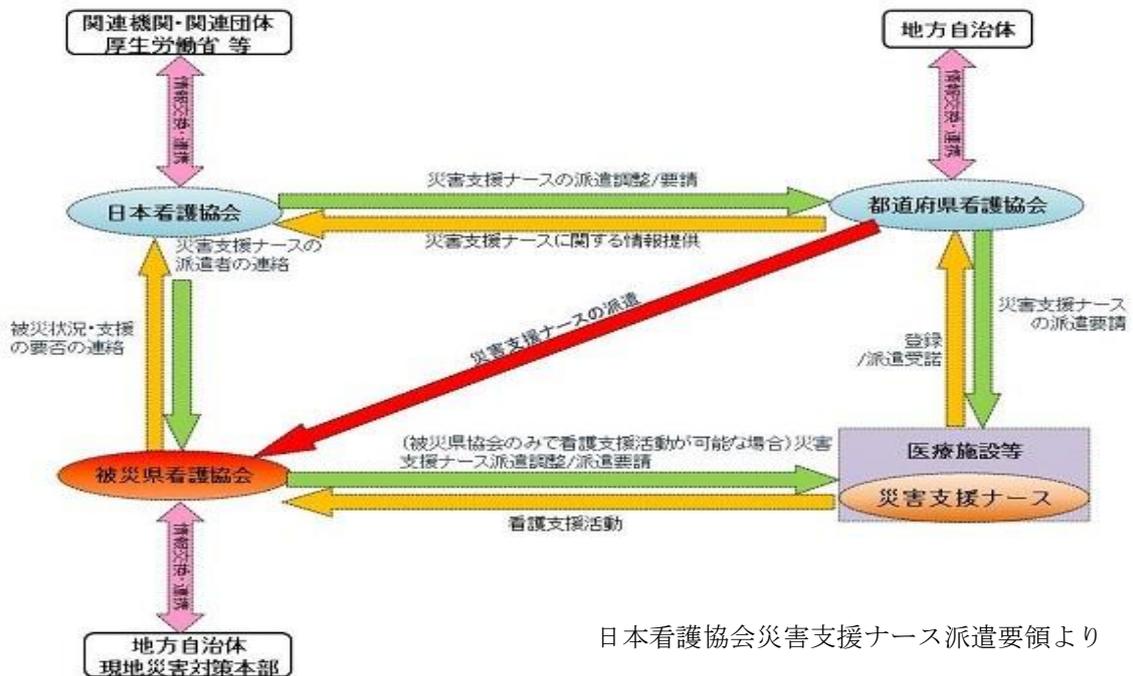
(2) 必要物品

【個人が準備するもの】	【福井県看護協会が準備するもの】
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> リュック
<input type="checkbox"/> 健康保険証 (コピー可)	<input type="checkbox"/> 寝袋
<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> キャリカート
<input type="checkbox"/> 現金 (交通費・食費等)	<input type="checkbox"/> ナップサック
<input type="checkbox"/> 自分のための常備薬 (感冒薬・鎮痛剤・目薬等)	<input type="checkbox"/> ベスト・帽子・ヘルメット
<input type="checkbox"/> 洗面用具	<input type="checkbox"/> 保温シート
<input type="checkbox"/> 筆記用具 (はさみ)	<input type="checkbox"/> タオル・軍手
<input type="checkbox"/> 着替え (速乾性の高い衣類)	<input type="checkbox"/> ビニール合羽
<input type="checkbox"/> 下着・靴下	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> 靴 (スニーカー・トレッキングシューズ等履きやすいもの 状況によっては長靴も必要)	<input type="checkbox"/> ゴム手袋・ディスポエプロン ゴーグル・ガウン
<input type="checkbox"/> ティッシュ・ウエットティッシュ	<input type="checkbox"/> 体温計・自動血圧計・聴診器
<input type="checkbox"/> 衛生用品	<input type="checkbox"/> ペンライト
<input type="checkbox"/> 栄養補助食品等・飲料水 (カロリーメイト・乾パン等)	<input type="checkbox"/> 懐中電灯
<input type="checkbox"/> 携帯カイロ	<input type="checkbox"/> サーチライト付ラジオ
<input type="checkbox"/> 携帯電話・充電器	<input type="checkbox"/> バインダー
	<input type="checkbox"/> 名札ケース
	<input type="checkbox"/> 活動報告書

IV. 災害支援ナース派遣の仕組み

1. 日本看護協会災害時支援ネットワークシステム

大規模災害発生時には、災害の規模に応じてレベル1・2・3に区分し、レベルごとに定められた方法で、日本看護協会または災害が発生した都道府県看護協会が災害支援ナースの派遣調整を行う。



2. 災害時支援の対応区分

災害対応区分	災害支援ナースを派遣する看護協会	派遣調整
レベル1(単独支援対応) 被災県看護協会のみで看護支援活動が可能な場合	被災県看護協会が災害支援ナースを派遣する	被災県看護協会
レベル2(近隣支援対応) 被災県看護協会のみで困難または不十分であり、近隣県看護協会からの支援が必要な場合	被災県看護協会および近隣県看護協会が災害支援ナースを派遣する	日本看護協会
レベル3(広域支援対応) 被災県看護協会および近隣県看護協会のみでは不十分であり、活動の長期化が見込まれる	全国の都道府県看護協会が災害支援ナースを派遣する (近隣県と近隣県看護協会を含む)	日本看護協会

V. 災害支援ナース派遣手順

1. 福井県内で災害が発生した場合

1) 情報収集

県協会は、被災状況の把握をする。また、被災状況を日本看護協会へ報告する。「災害状況連絡票」【様式 A】

(1) 医療機関は、県協会に被害状況を報告する。「災害状況連絡票」【福井様式 2】

(2) 災害により災害支援ナースの派遣が必要と判断した場合、被災施設は派遣者数・場所・期間を決定し、「災害支援ナース派遣要請票」【福井様式 3】を記入し、県協会へ FAX する。

(3) 通信手段は FAX・メールを利用する。第一報は電話でもよい。

(4) 情報は定期的に、または必要時に続報を日本看護協会へ報告する。

2) 災害支援ナースの派遣・調整（レベル 1）【フロー図 1】

県協会は、福井県災害対策本部（保健医療調整本部）との連携を前提とし、必要に応じて日本看護協会の災害システムを活用する。

(1) 県協会は、福井県災害対策本部（保健医療調整本部）からの情報や支援要請等について協議し、災害支援ナースの派遣者数等を決定する。

(2) 県協会は（1）の決定に基づき、災害支援ナースの所属施設長へ「災害支援ナースの派遣協力について（依頼）」【福井様式 4】、「災害支援ナース派遣要請票」【福井様式 3】を FAX し派遣依頼を行う。

(3) 派遣依頼を受けた施設長は、派遣可能な者を選出し「福井県看護協会災害支援ナース派遣候補者」【福井様式 5】を県協会へ FAX する。

(4) 県協会は、前記（3）の報告を受け、派遣者（数）・場所・期間等を決定し、活動場所ごとに「災害支援ナース派遣シフト表」【福井様式 6】を作成する。

(5) 県協会は、災害支援ナース派遣施設長へ「災害支援ナース派遣決定通知」【福井様式 7-①】を FAX する。

(6) 県協会は、福井県災害対策本部（保健医療調整本部）及び被災施設へ、「災害支援ナース派遣シフト表」【福井様式 6】「災害支援ナース派遣決定通知」【福井様式 7-①】により通知する。

(7) 県協会は、災害支援ナースの派遣要請を終了する場合には「災害支援ナース派遣終了票」【福井様式 8】を災害支援ナース所属施設へ FAX する。

3) 災害支援ナースの派遣・調整（レベル 2・3）【フロー図 2】

(1) 県協会は、「災害状況連絡票」【様式 A】を随時日本看護協会へメールする。

(2) 県協会は、福井県災害対策本部（保健医療調整本部）や情報収集で得た被害状況をもとに、福井県災害対策本部（保健医療調整本部）等と、災害支援ナース派遣の必要性について協議を行う。

(3) 県協会は、福井県外の災害支援ナースの派遣を必要とする場合には、派遣者数・場所・期間等を決定し、活動場所ごとに「災害支援ナース派遣要請票」【様式 B】を作成し、日本看護協会へメールする。

(4) 県協会は、「災害支援ナース派遣シフト表」【様式 3】、「災害支援ナース派遣決定通知」【様式 4】を確認し、被災施設へ通知する。福井県災害対策本部（保健医療調整本部）へも報告する。

(5) 県協会は、日本看護協会からの災害支援ナースの派遣要請を終了する場合には「災

害支援ナース派遣終了票」【様式 D】により連絡する。

(6) 県協会は、災害支援活動が終了したことを関係機関に連絡する。

(7) 全ての災害支援ナースの帰還を確認後、日本看護協会へ「災害支援ナース派遣終了票」【様式 E】により報告する。

2. 福井県外で災害が発生した場合

1) 災害支援ナースの派遣・調整（レベル 2・3）【フロー図 3】

(1) 県協会は、日本看護協会より「災害発生に関する報告書」【様式 1】を受け、被害状況を共有する。

(2) 県協会は、日本看護協会より「災害支援ナースの派遣要請」【様式 2】を受けた場合は、内容を協議し派遣を決定する。

(3) 県協会は（2）の決定に基づき、災害支援ナースの所属施設長へ「災害支援ナースの派遣協力について（依頼）」【福井様式 4】、災害支援ナース派遣要請－活動場所〇－【様式 2】を FAX し派遣依頼をする。

(4) 派遣依頼を受けた施設長は派遣可能な者を選出し、「災害支援ナース派遣候補者」【福井様式 5】を協会へ FAX する。

(5) 県協会は（4）を取りまとめ、日本看護協会へ「災害支援ナース派遣候補者リスト」【様式 C】を提出する。

(6) 日本看護協会より災害支援ナースの派遣決定の通知【様式 3・4】を受けた場合、県協会は、当該施設長へ「災害支援ナース派遣決定通知」【福井様式 7-②】、「災害支援ナース派遣要請票－活動場所〇－」【様式 2】を FAX する。

(7) 県協会は、派遣が終了した災害支援ナースの帰還を確認後、日本看護協会へ「災害支援ナース派遣終了票」【様式 E】により報告する。

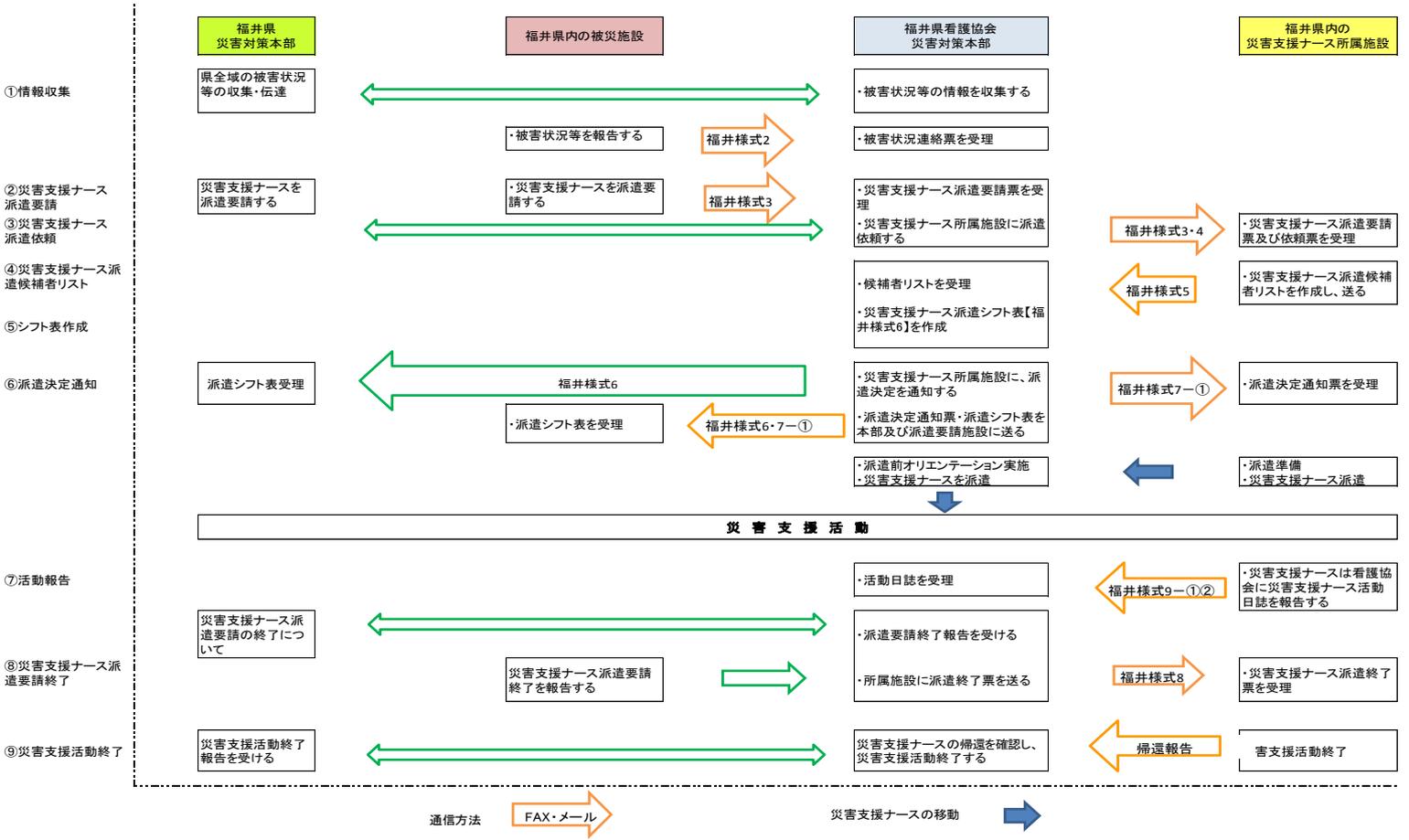
(8) 県協会は、日本看護協会より「災害支援ナース派遣要請終了票」【様式 5】を受け、各施設へ災害支援ナースの派遣要請が終了したことを連絡する。

(9) 県協会は、日本看護協会の「災害支援ナース派遣終了報告」【様式 6】を確認する。

(10) 県協会は、「災害支援ナース派遣終了報告」【様式 6】、「災害支援ナース派遣終了票」【福井様式 8】を災害支援ナース所属施設へ FAX する。

【フロー図 1】

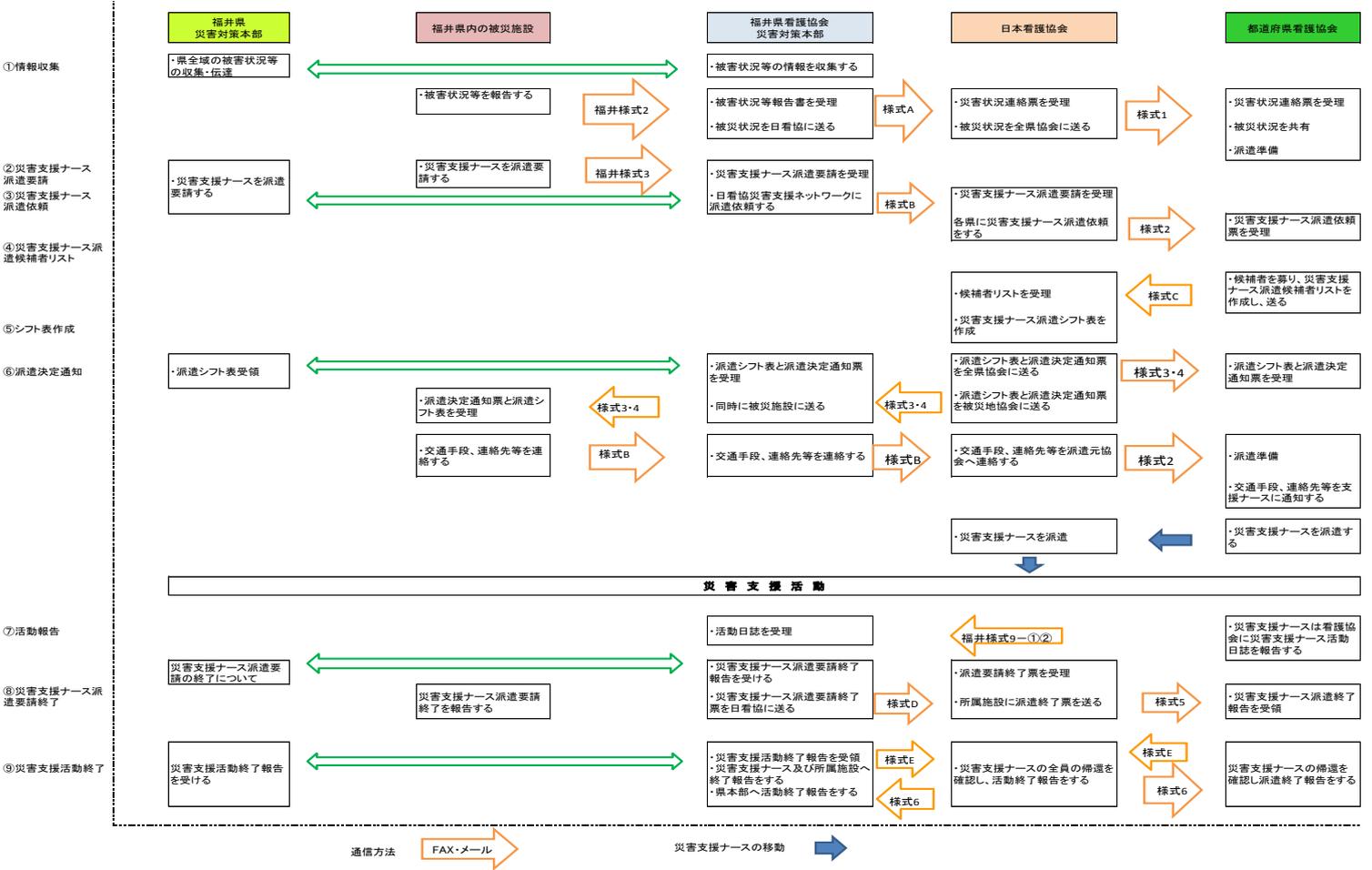
福井県内で災害が発生した場合の災害支援ナース派遣・調整手順
 福井県看護協会が災害支援ナースの派遣が可能な場合(レベル1)



【フロー図 2】

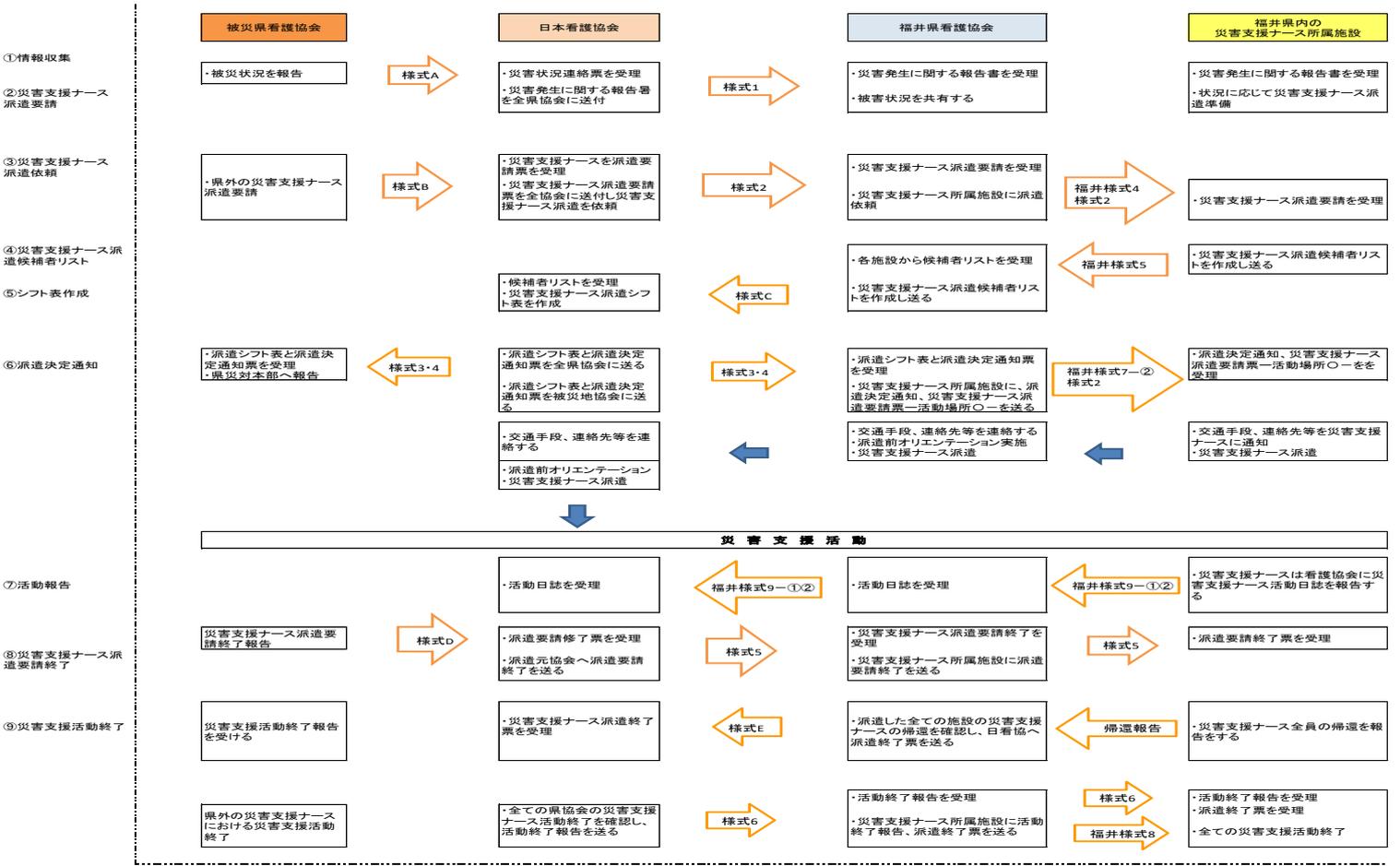
福井県内で災害が発生した場合の災害支援ナース派遣・調整手順

福井県看護協会内で災害支援ナースの派遣が困難で、近隣県または広域県看護協会の支援が必要な場合(レベル2・3)



【フロー図 3】

福井県外で災害が発生した場合の災害支援ナース派遣・調整手順(レベル2・3)



通信方法 FAX・メール

災害支援ナースの移動

初回発行 平成21年 5月

第1回改訂 平成26年 11月

第2回改訂 令和2年 8月